

横浜市立大岡小学校PTA規約

第1章 総則

- 第1条 本会は横浜市立大岡小学校PTAといい、事務所を同校内におく。
- 第2条 本会は次の目的をもつ。
- 1) 家庭、学校および社会における本校児童の福祉を増進する。
 - 2) 家庭と学校との関係を緊密にし、児童の生活指導について、保護者と教職員が理解し、協力する。
 - 3) 学校および地域の教育環境に留意し、児童を保護し、心身の健全な発達を図ることに努める。
 - 4) 成人教育および社会教育を重んじ、会員の生活向上につとめるとともに、民主教育の推進を図る。
- 第3条 本会は次の方針によって、児童の教育を中心とした本会独自の活動をするものであって他のいかなる個人または団体の干渉を受けることはない。
- 1) 本会および本会の役員は、その名において特定の宗教、政党、営利事業に関与しない。
 - 2) 本会は児童福祉のために活動する他の社会的諸団体、諸機関と協力する。
 - 3) 本会は、教育上のことについて意見を述べ、資料の提出をすることがあるが、学校の管理や人事に関することには干渉しない。

第2章 会員

- 第4条 本会の会員は次の通りとする。
会員 児童の保護者および本校に勤務する教職員

第3章 役員・委員・会計監査

- 第5条 本会に次の役員をおく。
会長1名、副会長2名、書記2名、会計2名
- 第6条 本会に次の委員をおく。
校外指導委員（各地区より校外地区長1名および各班より校外班長1名）
- 第7条 役員および委員の任期は1年とし、再選をさまたげない。
- 第8条 役員の任務は次の通りとする。
- 1) 会長は本会を代表し、総会、常任委員会等を召集する。
 - 2) 副会長は会長を助け、会長事故あるときはこれを代理する。
 - 3) 書記は諸会議の通達、会議の記録、各種の連絡に当たる。
 - 4) 会計は本会の出納をつかさどり、収支を総会に報告する。
- 第9条 校外委員は次の任務遂行に当たる。
校外指導委員会 (1) 通学路の安全確認、健全育成に関すること。
(2) 必要に応じて、担当教職員と連携を取る。
- 第10条 会計監査は、その年度の会計を監査して総会に報告する。

第4章 会議

- 第11条 総会は最高の議決機関であって、定期総会を5月、書面総会を年度末に開き、次の事項を行う。
ただし、必要に応じて臨時に総会を開くことができる。また、書面をもって総会開催とすることができる。
- 総会の成立は、会員の過半数の出席者で成立する。委任状で出席者に代えることができる。

また、議決は、出席者の過半数で可否を決めることができる。

- 1) 役員の承認
- 2) 事業報告
- 3) 決算報告
- 4) 事業計画および予算
- 5) 会計監査の報告
- 6) その他必要事項

第12条 常任委員会は総会に次ぐ議決機関である。
校外指導委員会の委員長・副委員長は、次に該当する提案・報告事項をもち、審議・承認が必要な時、または出席を希望する時に出席をする。

- 1) 事業計画および予算
- 2) 事業報告および決算書
- 3) 必要に応じ特別委員会の設置
- 4) その他必要事項

第5章 役員・委員長の選出

第13条 役員の選出は次の方法による。

- 1) 役員は、推薦委員会が候補者を推薦して年度末総会の当日前までに全会員に通知する。
年度末総会には、候補者を報告し、承認を受けるものとする。
- 2) 推薦委員会は、役員を選出するために次のことを行う。
 - (1) 公報の発行
 - (2) 役員を推薦し、候補者の承諾を得る。
 - (3) 役員の選出は、総会の承認を得て決定する。
 - (4) 推薦委員会は、総会終了時をもって解散する。

第14条 校外委員の選出は、次の方法による。
校外指導委員長・副委員長は校外地区長の互選により、委員長1名、副委員長2名を選出する。

第6章 会計

第15条 本会の経費は会費、その他の収入をもって充てる。

第16条 会員の会費は、一家庭につき月額200円（11ヶ月）を納めるものとする。

第17条 本会の財産は、その目的のための外は使用することはできない。

第18条 会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

付 則

第19条 本会に顧問および相談役をおくことができる。顧問および相談役は常任委員会の承認を経て会長が委嘱し、会長の諮問に応ずる。

第20条 学校長はすべての会議に出席し意見を述べることができる。

第21条 この規約は総会の議決によらなければ変更することはできない。

第22条 本会運営に関する細部の規定は常任委員会の議を経て別に定める。

第23条 この規約は昭和39年4月1日より実施する。

第24条 本会がPTA活動を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供および管理については個人情報取扱規則に定め、適正に運用するものとする。

(昭和47年 5月22日一部改正)
(昭和56年 5月10日一部改正)
(昭和60年11月11日一部改正)
(平成元年11月28日一部改正)
(平成6年 2月24日一部改正)
(平成9年 2月25日一部改正)
(平成17年 2月21日一部改正)
(平成18年 3月3日一部改正)
(平成20年 3月6日一部改正)
(平成23年 3月11日一部改定)
(平成28年 3月10日一部改定)
(平成31年 3月6日一部改定)
(令和2年 3月3日一部改定)
(令和3年 3月12日一部改定)
(令和4年 3月15日一部改定)
(令和4年 5月27日一部改定)
(令和4年11月28日一部改定)
(令和5年 3月13日一部改定)
(令和8年 4月1日一部改定)